

預金商品概要説明書

株式会社 山口銀行

2023年7月3日 現在

1	商 品 名	やまぎん教育資金一括贈与普通預金（専用口座）〈君の未来へ〉	
2	お申込およびお預入れ期間	2013年7月8日（月）～2026年3月31日（火）	
3	ご利用いただける方	直系尊属（（曾）祖父母、父母等）から教育資金の贈与を受けた30歳未満かつ前年の合計所得金額が1,000万円を超えていない個人の方	
4	商品のしくみ	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、租税特別措置法に定められた「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応する預金商品です。 ・贈与者（（曾）祖父母、父母等）から受贈者への教育資金の贈与について、本預金をご利用いただいた場合、受贈者1人につき1,500万円を限度として贈与税が非課税となります。 （1）受贈者が2013年7月8日から2026年3月31日までに当行に預入れた資金のうち、教育資金のお支払にご利用された金額が非課税となります。 （2）教育資金管理契約の終了時、終了事由が「13 解約方法」の①または③に該当する場合は、教育資金以外の支出額および本預金の残額について贈与税が課税されます。（②の場合は贈与税は課税されません。） （3）非課税制度の取扱いは、受贈者1名につき1金融機関（1店舗）に限定されます。 ・30歳に達するまでの教育資金が対象となりますが、2019年7月1日以降、30歳に達しても受贈者（子、孫等）が学校等に在学している場合等は、確認書を提出することで最長40歳までご利用いただけます。 	
5	預金の種類	普通預金（専用口座） 教育資金管理契約を締結していただきます。	
6	お預入れ方法	<ul style="list-style-type: none"> ・お近くの当行窓口でお申込みいただけます。 ・口座開設に先立ち、贈与者と受贈者の間で書面による贈与契約のご締結および受贈者からの所定の申告書（教育資金非課税申告書）のご提出が必要です。 ・贈与契約により金銭等を取得した受贈者は、取得後2か月以内にお預入れいただけます。 ・ATM、インターネット・モバイルバンキング、スマホポータルアプリによるお預入れはできません。 	
		(2)お預入れ金額	10万円以上1,500万円以内
		(3)お預入れ単位	1円単位
7	追加お預入れ	10万円以上1円単位でお預入れいただけます。 (別途「追加教育資金非課税申告書」等の必要書類のご提出が必要です。)	

8 払 戻 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、口座開設店の窓口でのお引出しとなります。 ・教育資金のお支払いを証明する領収書等（原本）を、窓口にご提出いただいた後に、払出します。 ・専用口座から払出された後に、学校等へお振込される場合は、授業料納付書等により、資金使途・支払先が確実なものに限定します。 	
9 利 息	(1)適 用 金 利	店頭表示の普通預金利率を適用します。
	(2)利 払 頻 度	毎年2月、8月の当行所定の日にお利息をお支払いします。
	(3)計 算 方 法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とし、1年を365日として日割で計算します。
	(4)金利情報の 入手方法	金利は当行ホームページに表示しています。
	(5)そ の 他	課税扱の場合、受取利息から税金20.315%（復興特別所得税を加えた国税15.315%、地方税5%）が差引かれます。
10 手 数 料	無料です。	
11 祖父母さま等がお亡くなりになった場合の取扱い	<p>契約期間中に祖父母さま等がお亡くなりになった場合、速やかに窓口までお知らせください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別途、亡くなられた事実の分かる公的書類をご提出ください。 2. 祖父母さま等がお亡くなりになった日以前に支払われた領収書等がある場合は、ご提出ください。 3. 当行は、お客さま等からのご提出により、管理残額（教育資金のお支払いに充てられていない金額）をお知らせいたします。 <p>※相続税の申告手続きはお客さま等において行うこととなりますので、所轄税務署にお問い合わせください。</p>	
12 契約期間中に祖父母さま等が亡くなられた場合の課税関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 祖父母さま等より贈与を受けた日から、教育資金管理契約の終了の日までの間に、祖父母さま等がお亡くなりになった場合、そのお亡くなりになった日までの年数にかかわらず、同日における管理残額をお孫さま等が相続または遺贈によって取得されたものとみなして、相続税の課税価格に加算されます。（亡くなられた日において、受贈者が23歳未満等である場合は相続税の課税対象外です。） 2. また、その残額について、お孫さま等（贈与者の子以外の直系卑属）に相続税が課せられる場合は、残額に対応する相続税額は2割加算の対象となります。 3. 相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、受贈者の年齢や在学中の有無に関係なく、贈与金額から教育資金支出額を控除した残高が相続または遺贈により取得したものとみなされ相続税の課税対象となります。 4. 相続税の具体的な取扱いについては税務署または税理士にご確認下さい。 	

13 解 約 方 法	<p>下記のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただきます。(通常の預金口座として引き続きご利用になることはできません。)</p> <p>① 口座名義人が30歳に到達した日 (ただし、口座名義人が2019年7月1日以降に30歳になられた場合、学校等への在学等を条件に確認書等を提出することで、最長で40歳までご利用いただけます。)</p> <p>② 口座名義人が死亡した日</p> <p>③ 残高が0円となり、口座名義人と当行で契約終了の合意があった日</p>
14 その他参考となる事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、当行本支店の窓口のみでお取扱いします。 ・当行全体でお一人様につき1口座のみの開設となります。 また、当行で本口座を開設した場合に、他の金融機関等で同様の口座を開設することはできません。 ・キャッシュカードの発行はいたしません。 ・この預金は、公共料金等の自動振替、給与等の自動受取り、各種ローンの支払口座としてご利用いただけません。 ・この預金は預金保険の対象であり、当行へお預入れの預金(決済用預金は除きます)について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。
15 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>